

第10回 奈良県こども・子育て推進本部会議

令和8年2月18日(水)

会場: 第1応接室

次 第

開 会

1. 令和8年度予算（案） こども・子育てに関する主な施策について
2. 「奈良県こどもまんなかアクションプラン2026（案）」について
3. ジェンダー平等推進プロジェクトチームの取組状況について
4. その他の報告事項について
5. 今後の予定について

閉 会

1. 令和8年度予算（案） こども・子育てに
関する主な施策について

令和8年度予算(案) こども・子育てに関する主な施策

- 「奈良県こどもまんなか未来戦略」の取組方針に基づく、令和8年度のこども・子育てに関する主な施策は以下のとおり。
- 今後も、「奈良県こども・子育て推進本部」において、部局間の連携を図りつつ、専門家の意見やこども・若者及び子育て当事者から意見を聴取し、聴取した意見を施策に反映させながら、施策の当事者のニーズに即したこども・子育て施策を着実に推進していく。

取組方針① こども・若者の視点に立った施策の立案と推進

取組方針② ジェンダーギャップの解消を始めとした社会全体の意識・構造の改革

- ・**新**年齢や性別に関係なく誰もが働きやすい環境づくりの推進 等

取組方針③ 若い世代、ひとり親世帯への就労支援・所得の向上

- ・県内企業魅力発見事業
- ・**新**奨学金返還支援制度の拡充 等

取組方針④ 男女ともに仕事と家庭・子育てを両立できる職場環境の整備

- ・働きやすい職場づくりと女性の就労支援を推進 等

取組方針⑤ 個人の希望に応じた選択ができるよう、結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援の充実

- ・こども・子育てDXの推進（電子母子手帳の共同化） 等

取組方針⑥ 困難な状況に置かれているこども・子育て世帯に対する相談体制、支援等の充実

- ・スクールカウンセラー配置の充実
- ・SNSによる相談体制の充実
- ・ヤングケアラー支援体制の強化
- ・高田こども家庭相談センターの移転 等

取組方針⑦ こどものすこやかな成長と子育て世帯を支える教育、保育等の体制整備

- ・**新**地域限定保育士制度の導入による保育人材の確保
- ・研究会を通じた保育の質と職場環境改善の推進
- ・**新**ベビーシッター利用支援制度の拡充
- ・高校授業料の無償化
- ・**新**学校給食費の抜本的な負担軽減
- ・**新**部活動地域展開に係る財政支援 等

取組方針⑧ 妊娠、出産、こども、子育てを支える保健医療提供体制の充実

取組方針⑨ こども、子育てにやさしいインクルーシブなまちづくり

R 8 予算案 (R 7.2月補正含む) 約167億円

R 7 (約107億円※) 比 +約60億円
(R 6 (約 74億円※) 比 +約93億円)

※第3回、第7回本部会議公表額

取組方針2 ジェンダーギャップの解消を始めとした社会全体の意識・構造の改革

新 年齢や性別に関係なく誰もが働きやすい環境づくりの推進

事業概要

R8予算案 260万円(R7予算 ー)

- 若者・女性が県外に流出し、かつ、生産年齢人口が減少するなか、県内外の若者・女性が働きたくなるような「働きやすく、働きがいのある」職場づくりが市町村内で面的に継続して実施されることを促す。
- 日本女性会議2025檀原の開催地である檀原市をモデル地域として、行政と企業や経済団体等が連携し、多様な働き方・生き方を選択できる地域づくりに取り組む。

具体的な取組(予定)

【県】 他市町村への波及、横展開に資する部分を担当

【檀原市】 市内の現状と課題の把握の部分を担当

1 ワークショップ (方向性の統一)

企業トップ等を集めて、方向性の統一・繋がり強化

2 ワークショップ (調査結果に関する意見交換)

R7に実施した調査結果をもとに、現在の職場環境における課題の掘り起こし

3 女性キャリアアップ研修

働く女性に立ちほだかる不安や壁の解消に向けたマインド醸成やネットワークの構築

4 ワークショップ (理想の職場の明確化)

「働きたい、働き続けたい」職場環境を具現化し、企業トップ等へ提言準備

5 ワークショップ (方策の決定)

企業トップ等や若手社員等で取組方針を議論・決定

6 取組の横展開

企業のトップ等が取組方針を発表(檀原市外に横展開)

※檀原市においては、上記②③④のほか「地域リーダー養成講座」も実施

令和8年度予算(案) こども・子育てに関する施策

取組方針3 若い世代、ひとり親世帯への就労支援・所得の向上

(拡充) 県内企業魅力発見事業

R8予算案 919万円(R7予算 593万円)

県内外の高校生・大学生等に県内企業の魅力を知ってもらい、職業観の醸成を図るため、県内企業を訪問するバスツアーを実施

企業訪問バスツアー（計23コース）

学校参加型

県内の高等学校の学科単位で設置（16コース）

公募型

工学系

3コース

新

理工系学部の大学生・大学院生・高専生を対象に

県内の製造業を回るコース（大和西大寺・大和八木・大阪市内発着）

一般

高校生

2コース

公募型の学生と保護者を対象としたコース

（大和西大寺・大和八木発着）

その他

2コース

新

大学生・大学院生・短大生・専門学生を対象

とした一般コース（大和西大寺・大和八木発着）

※1コースあたり2社を想定

令和8年度予算(案) こども・子育てに関する施策

取組方針3 若い世代、ひとり親世帯への就労支援・所得の向上

新 奨学金返還支援制度の拡充

R8予算案 150万円(R7予算 50万円)

R9～19債務負担行為 9,000万円

従業員のための奨学金返還支援制度を設けて人材確保に積極的に取り組む県内中小企業に対し、その負担額の一部を補助することにより、若手従業員の定着と県内中小企業の採用力の向上を図る

R8年度は、活用しやすい制度にするため、学歴要件や補助上限等を拡充

	R7年度まで	R8年度以降	ポイント
学歴	大学、大学院、高専	大学、大学院、高専、 短大、専門学校	対象学歴の拡充
補助上限	500千円/社	1,000千円/名 ※1年あたり100千円/名 ※最大10年間 ※1社あたり最大5名まで	1社あたり 5,000千円 (最大)へ大幅に増額
支給期間・方法	認定年度の5年後に一括支給	認定年度の 2年後から 最大10年間支給	補助金支給開始まで 3年間の短縮
手続	認定申請時に 毎回書類一式の 提出が必要	認定日の属する 年度を含めて、 12年間登録を継続	2回目以降の 認定では 提出書類を簡素化
広報	認定年度から 2年間 (採用活動期間) 県HPで紹介	登録有効期間中は、県HPで 「奨学金返還支援制度導入企業」 として紹介	最大12年間 県HPで継続的に 紹介

令和8年度予算(案) こども・子育てに関する施策

取組方針4 男女ともに仕事と家庭・子育てを両立できる職場環境の整備

働きやすい職場づくりと女性の就労支援を推進

R8予算案 6,743万円(R7予算 7,282万円)

事業目的・概要

- ・有給インターン制度やリスキリングによる正規雇用・スキルアップへの後押し
- ・有給インターンを受け入れる企業を対象に、職場や制度改善のためのアドバイザーを派遣

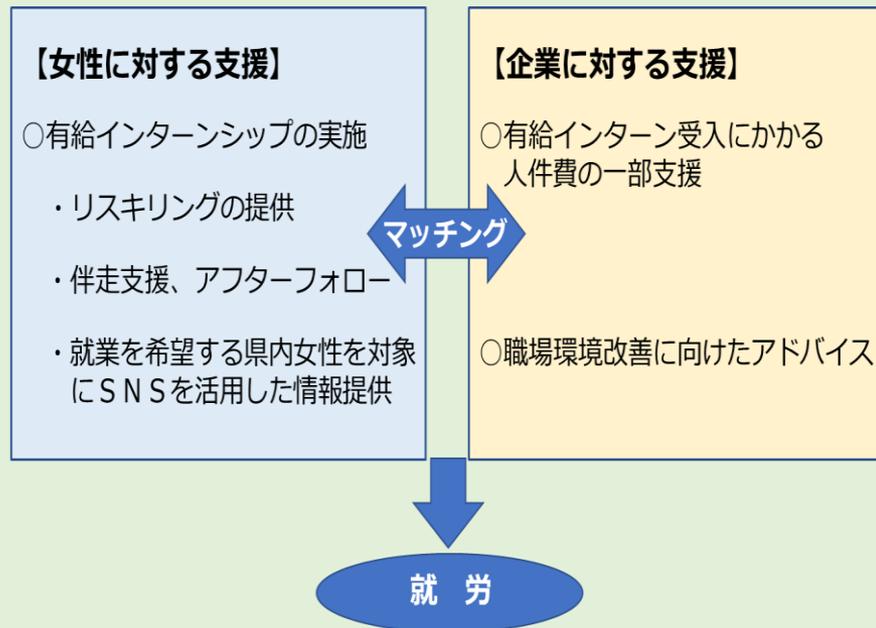
R⑦見直しのポイント

- 有給インターン受入企業に対し、職場環境改善に関するアドバイザー派遣を必須とする。
※R⑦想定100社(必須)

R⑧見直しのポイント

- 広報の見直し**
電車広告を取りやめ、効果の高いSNS広告等を継続して実施
- R⑦職場環境改善実施企業の後追い調査を実施**
職場環境改善の取組状況を把握するとともに、独自で採用した人数等の効果についても調査
- 職場環境改善のポイント、好事例を広く県内企業に展開**

現行の事業詳細



令和8年度予算(案) こども・子育てに関する施策

取組方針6 困難な状況に置かれているこども・子育て世帯に対する相談体制、支援等の充実

(拡充) スクールカウンセラー配置の充実

【国の方向性】 R8要求 6,713百万円 (R7予算額 6,212百万円)

- ・全公立小中学校に対する基礎配置(週4時間)
- ・課題に応じた重点配置の拡充(11,800校 基盤配置+週4時間)
- ・SC常勤化に向けた調査研究の実施

スクールカウンセラーの主な職務

児童生徒・保護者に対するカウンセリング等
教職員に対する助言
教職員のカウンセリングマインド向上のための研修会の実施
校内教育相談体制づくりの援助
児童生徒見守り会議への参画

R8予算案 1.7億円
(R7予算 1.5億円)

課題

◇奈良県における不登校児童生徒数

- ・R6 奈良県の1,000人当たりの不登校児童生徒数は、全校種において増加している。
小 [R5] 20.9人(全国平均21.4人) → [R6] 22.6人(全国平均23.0人)
中 [R5] 66.8人(全国平均67.1人) → [R6] 70.4人(全国平均67.9人)
高 [R5] 31.8人(全国平均23.5人) → [R6] 35.6人(全国平均23.3人)



目標

○不登校児童生徒数を、全校種において全国平均以下に。

長期目標

○全公立小・中・義務教育学校及び全県立学校において、県と市町村が協同して、毎週配置を目指す。

取組

【配置の拡充】

- **すべての公立学校に配置を拡充**
- 公立中学校、公立義務教育学校の配置回数の下限を
引上げ
現行：月1～4回、4～6時間
改正：**月2～4回**、4～6時間



令和8年度予算(案) こども・子育てに関する施策

取組方針6 困難な状況に置かれているこども・子育て世帯に対する相談体制、支援等の充実

(拡充) SNSによる相談体制の充実

R8予算案 592万円(R7予算 779万円)

事業目的：いじめを含む様々な悩みを抱える中・高校生に対して、電話、メールにSNS（LINE）を加え、より広いセーフティネットを構築する。

- ・心理カウンセラー等の有資格者による双方向の相談窓口
- ・教育研究所の心理士が、効果的な心理支援情報を発信
- ・電話やメール等の既存の相談窓口を案内

R6相談件数
メール相談209件 電話相談770件
LINE友だち登録者数670人

LINE相談 (委託)



※ 国のLINEサービス利用ガイドラインに準拠

相談期間：令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）
相談時間：18：30～22：00

LINE相談窓口を365日対応に拡充

県内中学生・高校生等
約70,000人



電話教育相談
「あすなろ」ダイヤル

メール相談
「悩みならメール」

来所教育相談

令和8年度予算(案) こども・子育てに関する施策

取組方針6 困難な状況に置かれているこども・子育て世帯に対する相談体制、支援等の充実

(拡充)ヤングケアラー支援体制の強化

R8予算案 1,162万円(R7予算 1,100万円)

背景

➤ 家族の介護や世話などを日常的に行っているこども・若者（ヤングケアラー）は、学校や仕事に行けないなど、本来守られるべきこども自身の権利を侵害されている可能性がある。その結果、友人関係がうまく築けないなど、将来に影響を及ぼすことの懸念が指摘されているため、**ヤングケアラーの支援を拡充する。**

① ヤングケアラー・コーディネーターを配置した「ヤングケアラー相談窓口」の運営

新連絡調整等の全般を統括するコーディネーターを1名増員

② ヤングケアラー支援者養成及び関係機関連携研修会の開催

③ 支援機関を対象にアンケート調査の実施・社会的認知度向上のための周知・啓発

④ **新**ヤングケアラー支援マニュアルの作成

県の実情に応じた支援マニュアルを作成し、研修会等での活用や配布を行う。

⑤ **新**近畿ヤングケアラー支援担当者会議の開催

近畿のヤングケアラー支援担当者やヤングケアラー・コーディネーターが参加する「近畿ヤングケアラー支援担当者会議」（R8奈良県）を開催する。

【R7実態調査結果（抜粋）】

① 県内の学校に通う児童生徒対象

- ・ 家族のための家事や世話を週3日以上と回答した児童生徒：12,713人
- ・ 平日3時間以上と回答した児童生徒：1,339人（10.5%）

② 福祉、障害、介護、医療等の支援機関職員対象

- ・ ヤングケアラーとして個票報告：412件
- ・ 家族のための家事や世話を週3日以上(214件)、1日3時間以上と回答したケース：89件（41.6%）



出典：こども家庭庁ホームページ「ヤングケアラーについて」 (<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer>)

令和8年度予算(案) こども・子育てに関する施策

取組方針6 困難な状況に置かれているこども・子育て世帯に対する相談体制、支援等の充実

高田こども家庭相談センターの移転

R8予算案 3,848万円(R7予算 -)

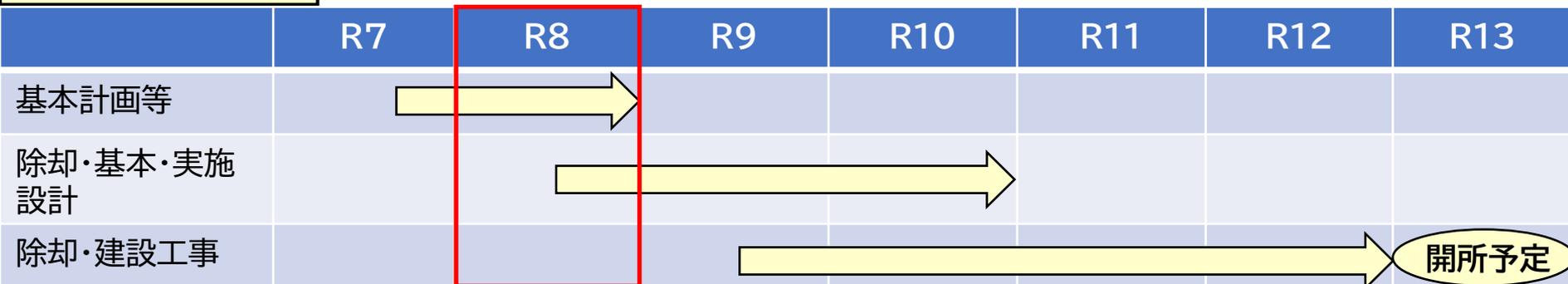
背景

- 高田こども家庭相談センターは、一時保護所がなく、建物の老朽化、狭小化などといった課題があり、**一時保護所を併設した施設として新築移転を行う。**

事業内容

- 高田こども家庭相談センターの移転及び一時保護所の新設に当たって、**基本計画等を策定する。**

今後のスケジュール



令和8年度予算(案) こども・子育てに関する施策

取組方針7 こどものすこやかな成長と子育て世帯を支える教育、保育等の体制整備

新 地域限定保育士制度の導入による保育人材の確保

R8予算案 550万円(R7予算 -)

背景

- 保育人材の確保は、全国的な課題であり、特に不足するおそれ大きい地域について、集中的に保育人材確保に取り組むことができるよう児童福祉法が改正（R7.10.1施行）されたことから、「地域限定保育士試験」を実施し、受験機会の拡大を図ることで**保育士を確保する**。

令和8年度合格者数（想定）：50名

保育士資格の取得フロー

高等学校

中学校

進学

進学

就職

就職

指定保育士養成施設

指定保育士養成施設以外

児童福祉施設において
勤務期間2年以上かつ
総勤務時間2,880時間以上
児童等の保護又は援護に従事

児童福祉施設において
勤務期間5年以上かつ
総勤務時間7,220時間以上
児童等の保護又は援護に従事

大学 短期大学 専門学校

大学 短期大学 専門学校

受験

受験

受験

(通常) 保育士試験 (年2回) : 科目 筆記試験+実技試験

新 地域限定保育士試験 (年1回) : 科目 筆記試験+実技講習会

7月申込受付 10月筆記試験 12月実技講習 1月修了証発行

※：筆記試験は通常の保育士試験と共用

合格

合格

卒業

または

保育士資格または地域限定保育士資格取得

保育士資格の取得

地域限定保育士として登録後、3年間は奈良県のみで保育士として働くことができる。
(1年以上の勤務経験があれば4年目以降は県外での勤務が可能)

令和8年度予算(案) こども・子育てに関する施策

取組方針7 こどものすこやかな成長と子育て世帯を支える教育、保育等の体制整備

研究会を通じた保育の質と職場環境改善の推進

R8予算案 899万円(R7予算 899万円)

あるべき姿

一人ひとりの子どもに健やかな成長・発達を保障するために必要な「保育の質向上」

取組の
ターゲット

- **保育士（従事者）側へのアプローチ** ▶▶▶ 保育士同士のつながりを創出し、**保育士の声**を各取組に反映
- **保育施設（運営者）側へのアプローチ** ▶▶▶ 保育士が**働きやすい環境の整備**を加速させるための**働きかけ**や**支援**

事業内容

R7の取組

- ◆ 「奈良県保育の質と職場環境改善に関する研究会」設立
- ◆ 保育士のための育成指標モデル・研修体系の構築
- ◆ 「保育士の声」を活用した職場環境改善に関する課題分析と取組検討

提言として取りまとめ

R8の取組

- ◆ **育成指標モデル及び研修体系に基づく研修の実施とブラッシュアップ**
- ◆ **園の中核的役割を担う「ミドルリーダー層」と若手保育士のチーム作りを推進**
- ◆ **保育現場での働き方改革マニュアルの普及促進や専門家派遣による職場環境改善**

取組概要
と
運営体制

育成指標モデル活用部会

- ①：育成指標モデルの活用支援に関すること
- ②：研修計画の支援に関すること

構成員

- 有識者（大学教授相当）
- 県内保育団体
- 県内幼稚園団体

育成指標モデル活用WG

- ①：育成指標モデル・研修体系の活用支援検討に関すること

構成員

- 有識者（大学教授相当）
- 保育アドバイザー
- 現役主任保育士

「保育士の声」活用検討部会

- ①：「保育士の声」を活用した取組検討・実施
- ②：職場環境改善の取組支援

構成員

- 保育に精通した者（元 園長想定）
- 現役若手保育士

令和8年度予算(案) こども・子育てに関する施策

取組方針7 こどものすこやかな成長と子育て世帯を支える教育、保育等の体制整備

新 ベビーシッター利用支援制度の拡充

R8予算案 1,000万円(R7予算 1,800万円)

就労の有無にかかわらず、子育て家庭の負担を軽減するため、ベビーシッターの利用料助成を行う市町村に対し1/2を補助

【R7利用登録児童数】
8市町村52人

補助対象年齢の引き上げ

- 令和7年度に試行的に実施したところ、利用対象者等から、就学前までの兄弟姉妹も一緒に利用したいという声が寄せられている。
 - (公社)全国保育サービス協会のR5調査から、ベビーシッターを利用するこどもは、就学前の児童が約9割を占める。
- ⇒補助対象年齢を3歳未満から就学前までに引き上げ

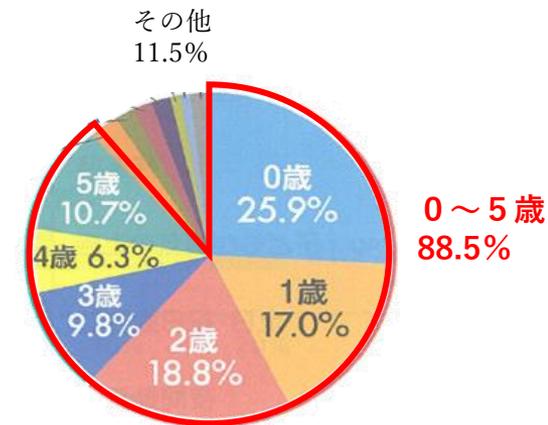
補助対象サービス

育児支援

外出支援

送迎支援

家事支援



(公社)全国保育サービス協会
R5年度利用者調査結果

令和8年度予算(案) こども・子育てに関する施策

取組方針7 こどものすこやかな成長と子育て世帯を支える教育、保育等の体制整備

(拡充)高校授業料の無償化

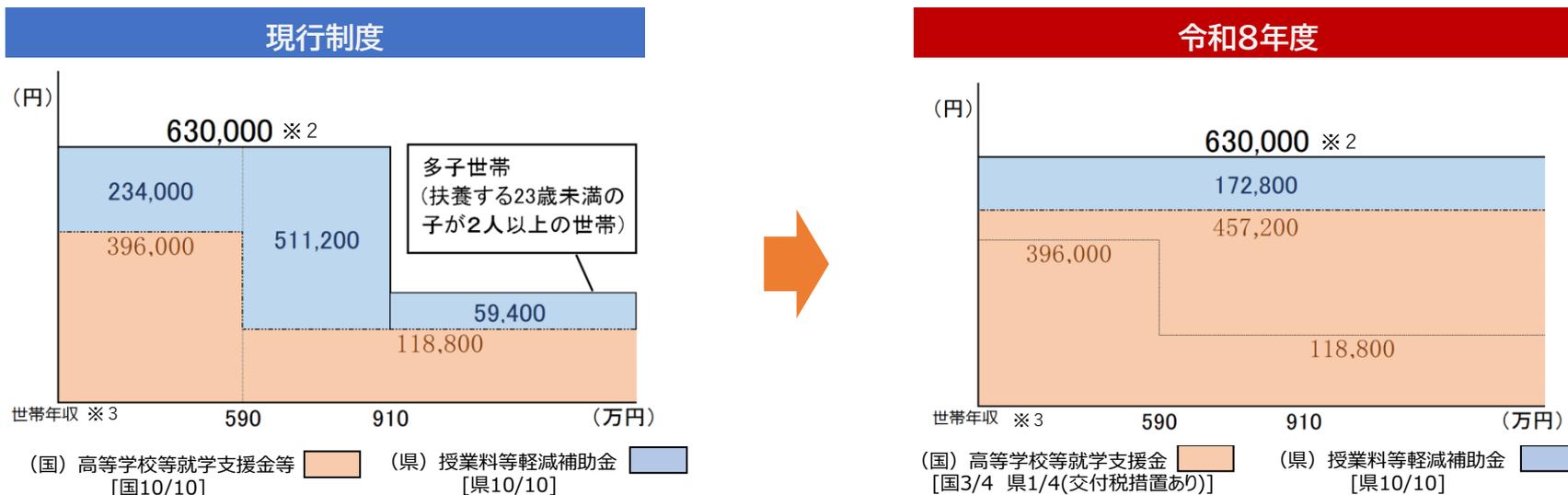
R8予算案 9.1億円(R7予算 12.8億円)

高等学校授業料等の支援制度を拡充 (国の就学支援金に県が上乗せして支援)

こどもたちが家庭の経済的状況にかかわらず、希望する進路を選択できるよう授業料等を支援

1. 対象世帯：県内に保護者が在住し、こどもが県内の私立高等学校等に通う世帯
2. 拡充内容：**所得制限を撤廃し、全世帯に対して**、国の就学支援金と合わせ、最大63万円を支援
※国公立高等学校は、令和7年度から所得制限なしに最大11万8,800円を支援することで無償化が実現済

【私立高等学校等※1 (全日制・定時制)の支援イメージ】



※1 私立高等学校・高等専門学校・私立専修学校(高等課程(3年制))(通信制高校については、県内に設置された県の認可校に限る)
 ※2 通信制は32万1000円
 ※3 世帯年収は、両親の一方が働いていて、高校生1人、中学生1人のサラリーマン世帯の場合の目安

令和8年度予算(案) こども・子育てに関する施策

取組方針7 こどものすこやかな成長と子育て世帯を支える教育、保育等の体制整備

新 学校給食費の抜本的な負担軽減

R8予算案 33.7億円(R7予算 一円)

【概要】保護者負担となっている学校給食費(食材費)の負担軽減を通じた子育て世帯への支援につなげるもの(令和8年4月から小学校を対象として実施)

【補助対象経費】公立の小学校(義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を含む)の学校給食費

【補助額】市町村立学校 給食実施校の在籍児童数×月額5,200円(※)×11ヶ月分を国1/2、県1/2で負担
特別支援学校 給食実施校の在籍児童数×月額6,200円(※)×11ヶ月分を国1/2、県1/2で負担

(※)基準額:令和5年度学校給食実施状況調査における平均額に近年の物価動向を加味して設定
* 基準額を下回る市町村についてはその金額を補助

【補助の流れ】都道府県が国へ交付金を申請 ⇒ 国からの交付金に都道府県負担分を合わせて市町村へ交付



取組方針7 こどものすこやかな成長と子育て世帯を支える教育、保育等の体制整備

新 部活動地域展開に係る財政支援

R8予算案 2.1億円 R7.2月補正予算案 1.3億円
(R7予算 ー)

【概要】

県が定めた改革集中期間（R5～7）が終了し、令和8年度から休日における教員の指導による学校部活動が廃止となる。部活動の地域展開を円滑に実施するため、各市町村が運営又は委託（連携）する地域クラブ活動に対し、国の制度に基づいて支援を行うもの。

【必要性】

学校部活動から地域クラブ活動へ移行することにより、地域クラブ活動の運営費が必要となる。運営費については原則として受益者負担となるが、地域クラブ活動を安定的・持続的に進める上で受益者負担の軽減に向けた支援が必要。

① 休日の地域クラブ活動費等の支援（指導者謝金、事務局人件費等）

市町村が運営又は委託している認定地域クラブ運営費への補助

国1/3・県1/3・市町村1/3

② 平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応

平日部活動の地域展開における課題への対応策を検証する実証事業

国10/10

③ 経済的困窮世帯の生徒への支援（参加費・保険料）

地域クラブ活動への参加費に関する貧困家庭への補助

国1/2・市町村1/2



2. 「奈良県こどもまんなかアクションプラン 2026（案）」について

「奈良県こどもまんなかアクションプラン2026(案)」について

本県での「こどもまんなか社会」の実現に向け、奈良県こどもまんなか未来戦略を推進するため、昨年度に引き続き、令和8年度の施策を盛り込んだ「奈良県こどもまんなかアクションプラン2026(案)」を策定する。

(1) 「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標

項目	基準値 (令和6年度)	現状値 (R7.11調査)	基準値との比較	目標値 (令和11年度)
1. 「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	14.2%	21.3%	7.1	50%
2. 「生活に満足している」と思うこどもの割合	71.6%	73.8%	2.2	現状維持
3. 「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	52.5%	52.2%	▲ 0.3	70%
4. 社会的スキルを身につけているこどもの割合	53.4%	55.0%	1.6	70%
5. 「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	74.1%	74.2%	0.1	90%
6. 「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	86.6%	88.9%	2.3	90%
7. 「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合	72.2%	72.5%	0.3	現状維持
8. 「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	21.4%	30.9%	9.5	50%
9. 「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	48.4%	52.9%	4.5	70%
10. 「奈良県の将来は明るい」と思うこども・若者の割合	23.0%	31.8%	8.8	50%
11. 「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	22.2%	26.9%	4.7	50%
12. 「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	83.5%	85.7%	2.2	90%

※こども大綱の目標値を参考に令和6年度に設定

出典：令和7年奈良県こども・若者実態調査（13歳～29歳の男女を対象）

「奈良県こどもまんなかアクションプラン2026(案)」について

(2) 数値目標の達成に向けた主な取組【全144事業より抜粋】

取組方針に基づく主な施策	事業名	成果目標	現状値 (年度)	目標値 (年度)	
2. ジェンダーギャップの解消を始めとした社会全体の意識・構造の改革	こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消	ジェンダーギャップ解消等を通じた社会づくり事業	管理的職業従事者における女性の割合	16.8% (令和4年度)	30% (令和12年度)
3. 若い世代、ひとり親世帯への就労支援・所得の向上	若年者への県内就業・再就職支援の充実	県内企業魅力発見事業 (県内企業訪問事業)	バスツアー参加者 300人以上	①学校参加型(高校生) 408名 ②公募参加型(高校生) 24名 ③公募参加型(大学生等) R8から実施 (令和6年度)	①学校参加型(高校生) 16コース ②公募参加型(高校生) 2コース ③公募参加型(大学生等) 5コース (令和8年度)
		奨学金返還支援事業	補助対象従業員の職場定着率	100% (令和7年度)	100% (令和8年度)
4. 男女ともに仕事と家庭・子育てを両立できる職場環境の整備	リスキリング等による就労支援	ワークチャレンジ事業	女性の正規雇用率	42.4% (令和4年度)	50% (令和12年度)
5. 個人の希望に応じた選択ができるよう、結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援の充実	こども・子育て施策におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)推進	こども・子育てDX推進事業	奈良スーパーアプリと連携して子育て関連手続きのオンライン受付を行う市町村数	0市町村 (令和7年度)	39市町村 (令和8年度)
6. 困難な状況に置かれているこども・子育て世帯に対する相談体制、支援等の充実	いじめ防止 不登校のこどもへの支援 こども・若者の自殺対策	スクールカウンセラー活用事業	対応ケースの効果率	99.2% (令和6年度)	現状値以上 (令和8年度)
		SNS相談窓口設置事業	SNS(LINE)相談窓口友だち登録者数	670人 (令和6年度)	現状値以上 (令和8年度)

「奈良県こどもまんなかアクションプラン2026(案)」について

(2) 数値目標の達成に向けた主な取組【全144事業より抜粋】

取組方針に基づく主な施策		事業名	成果目標	現状値 (年度)	目標値 (年度)
6. 困難な状況に置かれているこども・子育て世帯に対する相談体制、支援等の充実	ヤングケアラー支援	ヤングケアラー支援体制強化事業	ヤングケアラー相談窓口設置市町村数増加	33市町村 (令和7年度)	39市町村 (令和11年度)
	児童虐待発生時の迅速・的確な対応	高田こども家庭相談センター移転整備基本計画策定事業	児童虐待による死亡事例0を目指す。	0件 (令和6年度)	0件 (令和11年度)
7. こどものすこやかな成長と子育て世帯を支える教育、保育等の体制整備	安心してこどもを預けられる教育、保育体制の整備	地域限定保育士試験事業	待機児童数が増に転じた市町村数の減少	6市町 (令和7年度)	0市町村 (令和11年度)
		奈良県保育の質向上のための研究事業	専門家支援による働き方改革実施件数の増加	11件 (令和7年度)	15件 (令和9年度)
		奈良県ベビーシッター利用支援事業	ベビーシッター利用支援を行う市町村数	8市町村 (令和7年度)	13市町村 (令和9年度)
	こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の推進	私立高等学校授業料軽減補助金	県内在住中学生の県内高校への進学率	83.7% (令和7年度)	85.0% (令和11年度)
		学校給食費の抜本的な負担軽減事業	「児童又は生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準」に基づく充実した学校給食を保護者負担なく提供	16市町村 (令和7年度)	全市町村及び全県立特別支援学校小学部 (令和8年度)
こどもを健やかに育むスポーツ・食育の推進	地域クラブ活動推進事業	地域クラブ活動の定着・実践校を増加させる。	24市町村 (令和7年度)	39市町村 (令和8年度)	

3. ジェンダー平等推進プロジェクトチームの 取組状況について

I. 県庁におけるアンコンシャス・バイアスに関する職場研修の検討状況

令和8年1月 ジェンダー平等推進PT所属において、試行的に研修実施

PT所属:行政・人材マネジメント課、人事課、こども・女性課、産業創造課
人材・雇用政策課、教職員課、人権・地域教育課

➤ 研修の目的

県全域において誰もが働きやすい職場づくりを進めるため、まずは公務職場(県庁)から取り組んでいく。その第一歩として、個々人が自身の持つアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)に気づくことを目的とする。

➤ 試行実施結果

(課題)

- ・特定の思想を押しつけるものではないことを参加者に理解してもらう工夫が必要
- ・安心して自身の意見を話せるよう、否定しない、個人攻撃をしない、意見の違いを尊重する等、ルールの明示が必要
- ・対面で議論するのが望ましいが、研修の時間確保が課題
- ・参加者が多くなればなるほど、個人の意見が言いにくいのではないかと。人数設定が難しい。

(参加者の感想)

- ・互いに自分の考えや立場を伝え、相互理解の上で相手を敬い合い、立場に寄り添うことで働きやすい環境を創出していくことが大切だと感じた。
- ・職員一人ひとりが無意識の思い込みを持っていることを自覚することや、職員間でコミュニケーションをとることは重要だと感じた。
- ・他の方の意見を聴いて、自分にバイアスがあると気づいた。

➤ 今後の予定

実施結果を踏まえ、研修資料の修正やファシリテーター用の進行ガイドを作成したうえで、来年度、各職場での研修導入の準備を進める。

Ⅱ. ジェンダー平等の視点を盛り込んだ県計画等の策定について

- ▶ 多様性が尊重され、誰もが暮らしやすい地域社会を実現するには、あらゆる分野において、一方の性の視点のみではなく、ジェンダー平等の視点に立った施策を推進することが重要。
- ▶ 人口減少、人材不足が進むなか、多様な人材の確保を目指す分野においては、特にその必要性が高い。
- ▶ 各部局所管の県計画等の策定・改定時に、男女の置かれている状況を客観的に把握し、男女別の分析等を行うことを推奨。
- ▶ 計画等の策定に向けた調査の段階から、こども・子育て推進アドバイザーをはじめとした有識者等に相談できる仕組みを検討。

1 基礎調査

計画策定・改定の前段階において、男女の置かれている状況（データ）を客観的に把握・分析

2 計画策定・改定

把握・分析した統計データを元に、施策にジェンダー平等推進の視点をどう盛り込むか検討

3 施策の検討・実施

計画に基づき、個別の施策や取組を進めるにあたり、どのような視点が必要か議論

- ▶ ①②③全てにおいて、段階に応じた相談を受付。
- ▶ 具体的には、来年度各部局あて通知予定。

4. その他の報告事項について

- ・ 奈良県男女共同参画プランの策定について
- ・ こども・若者の意見聴取について
- ・ こども性暴力防止法について

奈良県男女共同参画プラン（第5次奈良県男女共同参画計画・第3次奈良県女性活躍推進計画）の策定について

新計画の概要

- ① 位置付け
男女共同参画社会基本法及び奈良県男女共同参画推進条例に基づく「都道府県男女共同参画計画」（法定計画）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「都道府県推進計画」（努力義務）を一体的に策定
- ② 計画期間
令和8年度～令和12年度（5年間）
- ③ 計画項目
①基本的事項 ②基本的な考え方 ③施策の体系・展開 ④計画の推進体制 ⑤参考資料（5部で構成）

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
男女共同参画計画・女性活躍推進計画	奈良県男女共同参画計画				奈良県男女共同参画計画										奈良県男女共同参画計画					現・奈良県男女共同参画計画					新・奈良県男女共同参画計画				
男女共同参画計画	第1期				第2期										第3期					第4期					第5期				
女性活躍推進計画											第1期					第2期					第3期								

改定にあたっての基本的な考え方

- ① 女性の就業等に関して未だ全国より遅れており、職場の制度整備だけでは大きく改善しない。背景として根強く存在する「女性は家事・育児を優先すべき」「男性は仕事を優先すべき」といった固定的性別役割分担意識が、個人が性別にかかわらず選択肢を制限されずに希望する生き方・働き方を実現する阻害要因であることを念頭に、ジェンダー平等推進に向けて取り組む必要がある。
- ② 固定的性別役割分担意識は、個人の基本的な考えとしては払拭されてきてはいるが、家庭や地域、学校、職場など様々な場面で慣習として無意識も含めて依然として根強く存在し、特に若者・女性にとってはプレッシャーや干渉となって生きづらさを感じる要因となり、若者・女性が都会へと転出し、男性よりも女性の方が戻ってきていないという問題の要因でもある。
- ③ 以上より、固定的性別役割分担意識の存在を今一度大きな問題として捉え、解消に向けて社会全体で取り組んでいくことを記載する。

奈良県男女共同参画プラン（第5次奈良県男女共同参画計画・第3次奈良県女性活躍推進計画）（案）の概要

第1章 計画の基本的事項

1 計画の趣旨

県全域でジェンダー平等を推進し、すべての人が、性別によって選択肢を制限されることなく、希望に添った生き方・働き方を実現することができる社会を目指して「奈良県男女共同参画プラン（第5次奈良県男女共同参画計画・第3次女性活躍推進計画）」を策定し、本県における男女共同参画及び女性活躍を総合的かつ計画的に推進する。

2 計画の位置づけ

「男女共同参画社会基本法」第14条第1項、「奈良県男女共同参画推進条例」第9条第1項、女性活躍推進法第6条第1項に基づき策定

3 計画期間 令和8年度から令和12年度まで

第2章 計画の基本的な考え方

○ 基本理念

県全域でジェンダー平等を推進し、すべての人が、性別によって選択肢を制限されることなく、希望に添った生き方・働き方を実現することができる社会を目指す。

○ 基本目標

- ① 性別にかかわらず、それぞれが個性を尊重しあいながら、公正かつ多様性が認められる社会を形成する。
- ② 性別にかかわらず、個人の尊厳が重んぜられ、自らの意思に基づき能力を十分に発揮することができるよう、様々な場面に存在する固定的性別役割分担意識を解消し、一人ひとりの行動変容を促していく。
- ③ 男女の多様な視点を、誰もが暮らしやすい社会づくりに活かせるよう、あらゆる分野において男女共同参画を推進する。

第3章 施策の体系・展開

赤字：新規 又は 見直した項目

1 社会全体の意識・構造の改革

- ① 様々な場面に残る固定的性別役割分担意識の解消と行動変容の促進
- ② あらゆる分野における女性の参画促進
- ③ 市町村の男女共同参画、ジェンダー平等推進への支援
- ④ 性別にかかわらず多様性を尊重する社会に向けた環境の整備
- ⑤ 人権尊重の理念に基づく多様性への理解促進

2 働く人の多様性を尊重した誰もが働きやすい環境づくり

- ① 各職場におけるジェンダーギャップ解消の推進
- ② 共働き・共育て・共家事の推進
- ③ 柔軟な働き方の普及
- ④ 女性の再就業支援

3 健やかで安全・安心な暮らしの実現

- ① 困難な問題を抱える家庭・個人への支援
- ② ジェンダーに基づくあらゆる暴力の防止
- ③ 生涯を通じた健康な暮らしの推進
- ④ 防災・防犯分野における男女共同参画の推進

4 あらゆる分野におけるジェンダー平等の視点に立った施策の推進

- ① ジェンダー平等の視点に立った施策の推進 **新**

第4章 推進体制等

1 計画の推進体制

計画を推進するために、関係団体が、それぞれ責務・役割を担うとともに、相互に連携を図り、男女共同参画及び女性活躍を推進する。

2 計画の進行管理

計画に基づく施策の推進状況を公表する。

その他の報告事項について

○こども・若者の意見聴取について

引き続き、主に以下の手法により、こども・若者の意見聴取を継続して実施。各部局でも積極的に活用をお願いしたい。

手法		意見聴取の対象等	特徴
手法1	こどもまんなかクラブ ①オンラインアンケート ②対面型イベント	小学校1年生世代から29歳までの方で、奈良県に住んでいる、または奈良県の学校・企業等に通っている方に登録いただき、意見を聴取 (57名 2月現在)	① 幅広い年齢層の意見や考えを聴くことができる。選択式の問いかけなどにより、気軽な雰囲気でも聴くことができる。 ② 意見の背景や理由など、意見の細部や本質まで深掘りすることができる。
手法2	学校等へ訪問	小学校～大学、企業等を訪問し意見を聴取	普段意見を聴きにくい方なども含め、対象を絞って意見を聴くことができる。
手法3	こども・若者を審議会等の委員に選任	公募により県が設置する審議会等に「こども・若者委員」を選任し、意見を聴取	意思決定の場で直接意見を聴くことができる。

- **1月開催の「こども・子育て支援推進会議」において、こども・若者自身に意見聴取のテーマ設定をしてもらってはどうかとの意見をいただいた。今後、こども・若者から関心の高いテーマを提案いただくことも検討。**

今後の予定

令和8年4月以降

- ・ 市内に対して、こども・若者から意見聴取をしたいテーマの募集、意見聴取の実施
 (こども・若者にとって関心の高いテーマについても意見聴取を実施予定)
- ・ こども・若者委員を選任する審議会等の照会

〇こども性暴力防止法について

「こども性暴力防止法」

2026年
12月25日
施行予定



がスタートします。

こどもに対する性暴力は、断じて許されるものではありません。

学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。

事業者に求められる取組

- ✓ 日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進めます。
- ✓ こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認します。
- ✓ 性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようにします。



こどもまんなか
こども家庭庁

詳細は動画および
こども家庭庁HPをご確認ください
国民の皆様向けの
動画やリーフレットを掲載しています



こどもまんなか
こども家庭庁

法律の対象は？

学校(幼稚園、小中高など)や認可保育所などは、公立・私立を問わず全ての施設や事業者が対象となります。放課後児童クラブや学習塾といった事業者は、こども家庭庁に申請し、認定を受けた場合に法律の対象となります。

義務対象

・学校 ・認可保育所 ・認定こども園 ・児童養護施設 ・障害児施設 など

認定対象

・認可外保育施設 ・放課後児童クラブ ・学習塾 ・スポーツクラブ など

認定を受けた事業者は

こども家庭庁が
ウェブサイトを通じて公表

認定事業者マークを表示可能

こどもたちを性暴力から守るための取組

✓ 事業者において日頃から取り組むこと

性暴力を未然に防止する環境づくりを進めるとともに、早期発見のための仕組みを整えます。

- ・こどもの心身の状況の日常観察
- ・こどもへの面談・アンケート
- ・相談窓口の設置・周知
- ・従事者への研修
- など



✓ 性暴力の疑いがある場合に取り組むこと

性暴力の疑いが生じた場合は、こどもの安全を守るとともに、調査などを行い、具体的な対策につなげます。

- ・こどもの保護・支援
- ・調査などの実施
- など



✓ 性犯罪を繰り返させないために取り組むこと

こどもと接する業務に就く人に特定性犯罪の前科がないかを確認します。

特定性犯罪の例 ※成人に対する性犯罪を含む

不同意わいせつ



痴漢



盗撮



など

対象業務 勤務形態に関わらず、教員や保育士など、こどもと継続的に接する従事者が確認対象となります。

必ず対象となる業務

学校 教員、スクールカウンセラー、部活動指導員
保育所 園長、保育士 など

実態を踏まえて対象とするか判断する業務

・事務職員 ・スクールバス運転手
・警備員 など

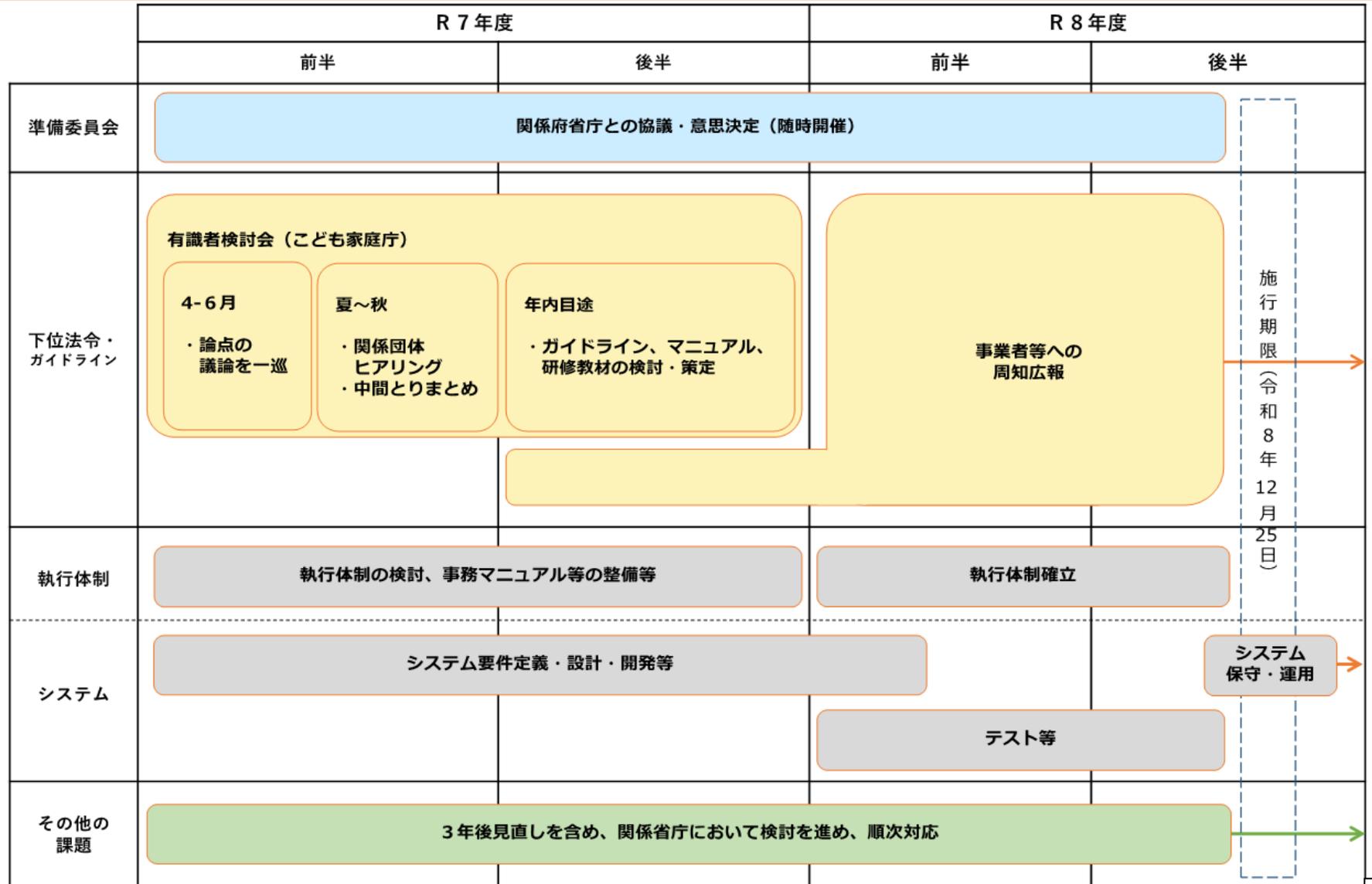
事業者は、こどもに対して性暴力などを行うおそれがあると判断する場合
こどもと接する業務に就かせないなどの対応



その他の報告事項について

こども性暴力防止法の施行に向けたスケジュール（イメージ）

こどもまんなか
こども家庭庁



その他の報告事項について

こども性暴力防止法関連システムの事業者アカウント登録までの流れ(イメージ)

○ 新システムを通じたアカウント登録までの手続・期間は、次のような流れを想定(調整中の内容を含む)。

①【学校設置者等・施設等運営者】GビズIDの申請等(～4月末まで:約3か月)

- ・ 学校設置者等・施設等運営者が、個別にGビズID(プライム)を申請
- ・ GビズID(プライム)発行後、各事業者は、必要に応じてGビズID(第一管理者)を登録
- ※ プライム取得後、「③事業者情報の登録」までに、プライム・第一管理者の異動が生じた場合は登録を更新

②【デジタル庁】GビズIDの発行

- ・ デジタル庁において、申請されたGビズID(プライム、第一管理者)を発行

③【学校設置者等・施設等運営者】事業者情報の登録(4月～6月:約3か月)

- ・ 学校設置者等が、施設等運営者の情報を含め、事業者情報(GビズIDを含む)を所轄庁に登録
- ・ 所轄庁の方針に従い、4・5月中も登録可能
- ※ 登録様式(エクセル/フォーム)や、学校設置者等が新設された場合等の情報更新の方法等については別途検討

④【所轄庁】事業者情報の確認・とりまとめ・提出(5月～7月:約3か月)

- ・ 学校設置者等の登録情報に不備がないかの確認を行い、とりまとめた段階で、こども家庭庁に提出(※)
- ・ 所轄庁ごとに締め切りを前倒しするなどし、情報が早めにとりまとめれば、7月以前であっても提出可能(こども家庭庁への提出締め切りは厳守)
- ※ 提出に当たっては、(参考)の表に掲げるとおり、所轄庁から「登録とりまとめ」担当に提出し、「登録とりまとめ」担当からこども家庭庁に提出する。

⑤【こども家庭庁】データクレンジング→システムへのデータ取込み(7月中旬～10月:約3か月半)

- ・ 提出された事業者情報を精査 → 所轄庁を通じて学校設置者等に情報の確認 → 情報の確定(システムへの取込み)

⑥【学校設置者等・施設等運営者】権限設定準備(11月～12月上旬:約1か月半)

- ・ 学校設置者等・施設等運営者は、事務等を行う従事者ごとに、いずれの権限(犯歴確認ができる者等)を設定するか検討

⑦【学校設置者等・施設等運営者】権限設定(12月中旬にシステム暫定稼働) → 犯罪事実確認書の交付申請等(施行日(12月25日)にシステム本格稼働)

- ・ 学校設置者等・施設等運営者は、システム(暫定稼働)上で権限設定 → 施行日(12月25日)からシステム上で犯罪事実確認書の交付申請が可能に

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
こども家庭庁	周知・説明会等						⑤データクレンジング					⑦システム暫定稼働(12月中旬)
デジタル庁		②GビズID発行・通知					↑	照会	回答	データ取込み		
所轄庁					④事業者情報の確認・とりまとめ・提出							↓
学校設置者等・施設等運営者		① GビズID申請等		③事業者情報の登録		↑	順次提出・確認			⑤こども家庭庁からの確認に対応	⑥権限設定準備	★
												⑤こども家庭庁からの確認に対応
												★

5. 今後の予定について

令和7年度

2月18日

第10回本部会議

R8 予算（案）、「奈良県こどもまんなかアクションプラン
2026（案）」の共有等

令和8年度

秋頃

第11回本部会議

R9 向け取組方針の共有

2月頃

第12回本部会議

R9 予算（案）、「奈良県こどもまんなかアクションプラン
2027（案）」の共有